

# 北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.55

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者(一社)北海道消費者協会》  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210



## 室蘭市に50番目の地域ネットワークが設立

20代の若年者や60代以上の高齢者に訪問販売やキャッチセールスなどの消費者被害が非常に勢いで増加しはじめた平成15年。これらの消費者被害を未然に防止することを目的とした、自治体と警察、住民などが連携した通報システムの必要性がたかまっていました。

この通報システムとして「地域消費者被害防止ネットワーク」を全道の市町村に作ることを目的として「北海道消費者被害防止ネットワーク」が同年12月17日に道庁、道警本部、道立消費生活センターが幹事となり、オブザーバーを含め37の構成団体で設立しました。それから10年が過ぎ、待望の50番目の地域ネットワーク「室蘭市消費者被害防止ネットワーク」が設立されました。

これで道内市町村数の4分の1を超えて3分の1に近づきつつあります。非常に喜ばしいことです。

特に、地域消費者被害防止ネットワークで重要なことは、不審な訪問販売などの業者を

発見したら直ちに役場の担当者へ通報し、警察などと連携し巡回などをしてもらうことで、悪質業者の被害を未然にいとめることにあります。

更に、民生委員やヘルパーさんなどが見守ることで被害を早期に発見することができれば、クーリング・オフ期間内に救済することが可能となります。近年、悪質商法の新たな手口として、強引な訪問買取や外国などの事業への投資商法などがあげられますが、以前多かった寝具(ふとん)やサイディング工事などの悪質商法の話も後を絶ちません。高齢社会を迎えた現在、より地域が密接に連携して町の安全・安心を守ることが求められています。

是非、未設置の市町村には地域ネットワークの設立を検討していただき、まずは北海道の3分の1にあたる60組織を目指していきましょう。なお、次号で室蘭市消費者被害防止ネットワークについてご紹介する予定です。

### 消費生活リーダー養成講座・通信講座消費生活スタディ募集中！！

平成25年度の講座受講生をただいま募集中です！

☆消費生活リーダー養成講座 ～消費生活の知識を深め実践活動に役立ちます。～

期間は7月22日開講 前・中・後期各10日間

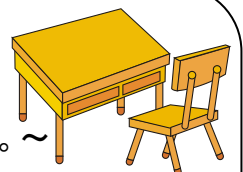
受講料 消費者協会会員15,000円 一般18,000円

☆通信講座消費生活スタディ ～自宅で幅広い消費生活の知識を基礎から学べます。～

期間は平成25年7月から平成26年3月

教材費 消費者協会会員15,000円 一般18,000円

締切は5月31日となっていますが、6月中も受け付けますのでお気軽に下記までお問い合わせください。※問合せ先 011-221-4217 一般社団法人北海道消費者協会教育啓発グループ



## 公開講座 暮らしのセミナーを開催しました！

### 第一回あなたも狙われているかも！？～最近の悪質商法の実態～

「暮らしのセミナー」の第一回を5月22日(水)に開催しました。北海道立消費者センター相談支援グループ主任相談員が講師になり、「1. 悪質商法って?」「2. 最近の悪質商法の手口と未然防止のためのポイント」「3. 被害にあった場合の契約トラブルの解決方法」という内容で行いました。

“〇月〇日の相談から”と実際の相談内容から、類型する商品・サービスの分類がなされ、インターネット関連トラブル、悪質な訪問販売の手口、強引な電話勧誘の手口(健康食品の送り付け商法・投資被害回復)と対処方法について紹介、説明がありました。

本年4月に道から訪問販売に関する業務の改善指示が行われた業者の具体的な事例、「ご迷惑をおかけするかもしれませんので、よろしく。」などと近所の工事に係る挨拶と称して勧誘目的を隠して消費者宅を訪問し、排水管の洗浄を勧誘していた業者の言葉巧みな複数の例が紹介されており、身近なものとしてとらえることができました。

他の違ったパターンの対応方法もあり、参加者は考えながら熱心メモを取っていました。クーリング・オフはがきや訪問販売お断りステッカーも配布され、参加者はより一層気を引き締めて帰路につきました。



本講座を皮切りに12月まで毎月1回、計8回の講座を開催予定です。ぜひご参加ください。

(詳しくはセンターホームページをご覧ください。)

次回は6月19日(水)18:00より「省エネ・節電！上手な電気の使い方」をテーマに行います。

**申込受付中！**

申込先 011-221-0110

北海道立消費生活センター教育啓発グループ

### 平成25年度消費者教育啓発セミナー受付中

消費者の安全と安心を確保するために、一般消費者や高齢者等を対象としたセミナーを開催いたします。対象者によって3つの事業メニューがありますので、講座内容等を確認し活用してください。(北海道主催。(一社)北海道消費者協会が受託して実施します。)

◆ 暮らしの安全・安心セミナー 対象者:一般消費者

◆ 高齢者消費者被害防止セミナー

対象者:老人クラブ・民生委員・ケアマネージャー・ヘルパー等

◆ 消費者被害防止ネットワーク促進セミナー

対象者:消費者被害防止ネットワーク構成団体等

申込期限が5月31日となっておりますが、実施予定回数の範囲において受け付けを行いますので、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先 011-221-4217 一般社団法人北海道消費者協会教育啓発グループ

申込用紙は北海道消費者協会ホームページから取り出せます。 <http://www.syouhisya.or.jp/>

最終頁の【見守り新鮮情報】は、国民生活センターのホームページで随時更新され最新のものを確認することができます。 URL⇒ [http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mglist.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mglist.html)

# インターネットバンキング

## 不正送金にご注意!!

あなたのパソコン(スマートフォン)

### ウイルスに感染していませんか?



?ウイルスに感染すると正規のホームページにログインしても偽の入力画面が表示されることがあります

【送信します】

第2暗証番号 ●●●●●●●●

秘密の質問 ●●●●●●

合言葉 ●●●●

はい(Y) いいえ(N)

### フィッシングメールを開いていませんか?

金融機関を装ったメールには、偽の入力画面や偽のサイトにつながるURLがついています



いつもご利用ありがとうございます。  
●●●●●●●●●●●●●●●●

セキュリティ向上のためにIDとパスワードを確認しています。

こちらからご入力ください↓  
<http://nisebank.co.jp/gamen.passhtml>

●●●●●●●●●●●●●●●●

### 被害に遭わないために

- ウィルス対策ソフトは最新の状態を保つ
- 同じIDとパスワードを使い回さない
- 身に覚えのないメールは開かない
- 口座履歴をこまめに確認する

ワンタイムパスワード



も効果的です!



不正な入力画面などが表示された時は、個人情報を入力しないで金融機関等に通報してください



提供：北海道警察本部サイバー犯罪対策課  
Tel (011) 251-0110 (内線 741-3406)



# 見守り 新鮮情報

## 第164号

母宛てにA社から、**シェールガス**の採掘業者の**施設運用権**に関する**案内書**が届いた。その後Bという**別の会社**から電話があり、「**運用権を買いたい**が案内書が届いた人しか買えないので**名義を貸して**

**ほしい**。後日**謝礼**をする」と言われ、母は「**謝礼がもらえるなら**」と了承した。しかし、後になってB社から「**当社が半額負担するので500万円を宅配便でA社に送ってほしい**」と言われ、**送金**したという。その後も数回、**名義変更手数料**等の名目で請求され、**支払っていた**。詐欺だと指摘したが、母は謝礼の話信じている。返金してほしい。  
(当事者：60歳代 女性)



## 「話題の新事業」のもうけ話？ 買え買え詐欺に注意！

### ひとこと助言

きっぱり  
断って！



見守るくん

- シェールガス、メタンハイドレートなどの新たなエネルギー事業のもうけ話を持ちかけられる「買え買え詐欺」の相談が寄せられています。
- 「高値で買い取る」「謝礼をする」などと言ってきますが、これまで消費者が利益を得られたケースは一件も確認されていません。
- 買え買え詐欺業者はニュース等で取り上げられた事業を悪用します。「聞いたことがある」などという理由だけで業者の話をうのみにしないでください。
- 案内書等が送られてきた後に、別の業者から「名義を貸してほしい」などと電話があっても、「興味ありません」「お断りします」ときっぱり断りましょう。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。